

許可条件(例)

以下の条件に従って開発行為（森林法第10条の2第4項の「森林の有する公益的機能を維持するために必要な施設」の設置を含む。以下、同じ）を行わない場合は、この許可を取り消すことがある。

- 1 開発行為は、申請書及び添付図書の内容に従って行うこと。
- 2 新潟県の職員が開発行為の施行状況に関する調査及び施行結果の確認を行う場合は、これを拒否しないこと。
- 3 開発行為に着手したとき又は完了したときは、速やかに知事に届けること。
- 4 森林法に基づく開発許可標識（細則第3号様式）を、開発行為に着手したときから完了するまでの間、見やすい場所に掲示するよう努めること。
- 5 開発に係る区域については、縄等を用いその区域を明確にしておくこと。
- 6 森林の有する公益的機能を維持管理するために必要な施設として次に掲げる施設^{※1}を計画書の内容のとおりにより先行設置することとし、当該施設の設置が完了するまでの間は、次に掲げる開発行為^{※2}に着手しないこと。なお、当該施設の設置が完了したことは、新潟県の職員による当該施設が計画書の内容のとおりにより設置されたことの確認により、これを認める^{※3}。

※1 具体的施設（擁壁、排水施設、えん堤、洪水調節池、沈砂池等）及び必要に応じてその仕様（容量、強度、水の放出量など主要な仕様）を明記すること。仮設の施設であって許可申請時に仕様を確定できない場合は、当該施設の設置に着手する前にあらかじめ新潟県の職員と協議して決めた仕様とすること。

※2 具体的な開発行為（土地造成、工作物の設置、土石等の採掘又は運搬等）を明記すること。

※3 新潟県の職員による当該確認を経ずに当該開発行為に着手した場合、その着手の時点で計画書の内容のとおりにより当該施設が設置されていないことが明らかになった際には、森林法第206条第2号の罰則の対象となり得る。

- 7 開発行為の施行中における森林の有する公益的機能を維持するために必要な施設の維持管理については計画書に記載の維持管理方法に即して行うこと。
- 8 開発行為の施行状況については、現場写真撮影要領（別記2）により記録すること。
- 9 開発行為の期間が概ね1年を超えるときは、毎年11月末現在の状況について、開発行為施行状況報告書に出来高概況平面図及び現場写真を添付して知事に提出すること。
- 10 開発行為の途中において、災害が発生又は発生するおそれがあるときは、災害の防止又は復旧のための措置を指示し、また、許可条件の変更あるいは追加をすることがある。
- 11 開発行為に伴い災害等が発生したときは、土のうの設置、排水処理その他の適切な措置を講ずるとともに、速やかに知事及び関係機関に届け、指示に従うこと。
- 12 開発行為の計画をやむを得ず変更しようとするときは、あらかじめ知事と協議の上、変更許可申請を行うこと。なお、軽微な変更については、あらかじめ知事に届けること。
- 13 開発行為をやむを得ず休止又は取りやめるときは、速やかに知事と協議の上、必要な手続きを行うこと。

ともに、指示に従い災害防止等の措置を講ずること。

- 14 開発行為に係る土地の権利の譲渡等により、開発行為者としての地位を第三者に承継させようとするときは、あらかじめ知事に届けること。また、相続・合併その他の理由により開発行為者の地位を承継した者は、速やかに知事に届けること。
- 15 残置又は造成した森林については、将来にわたり保全又は形成に努めること。
- 16 開発行為の期間は 年 月 日までとする。

案件に応じた条件例

許可条件（例）の1から16のほか、個別具体的な案件に応じて次のとおり許可条件に付け加えるものとする。

（事業期間が採石法又は砂利採取法の認可期間を超える場合）

- 1 採石法（砂利採取法）による認可を受けた計画を超えて採取してはならない。
- 2 許可区域内において新たな認可を受けた場合は、認可の写し及び計画平面図を提出すること。
- 3 認可期間が満了したにもかかわらず、新たな認可が受けられない場合等、不測の事由等により許可内容との整合性を確保できなくなった場合は、変更許可申請を行うこと。

（土石の採掘の場合）

- 1 強雨、強風、融雪時には採掘を行わないこと。また、施行途中の切土、盛土等の崩壊及び流出防止に十分留意すること。
- 2 完成法面及び平坦地は順次緑化・植栽することとし、残置森林と併せて保育管理を行うこと。

（開発目的が土石の採掘以外の場合）

- 1 主要防災施設について、新潟県による完了確認を了し、防災上の安全性が認められるまでは供用を開始しないこと。

（金融機関からの関心表明書を提出した場合）

- 1 着手前に融資証明書を提出すること。

（施行者の信用資力に関する書類の提出についての誓約書を提出した場合）

- 1 施行者の信用資力に関する書類について、着手前に必要な書類を提出すること。

（そ の 他）

- 1 地元関係者等と締結した〇〇協定については、その内容を遵守すること。
- 2 地番界確保のため、国土調査拠点杭の位置の保全を適切に行うこと。
- 3 〇〇遺跡については、保全すべき区域を明確に表示し、その保全に十分努めること。

現 場 写 真 撮 影 要 領

1 撮 影 の 趣 旨

撮影は、工事が適正に施工されているかどうかを後日確認するための資料とすることを目的として行うものとする。

2 撮 影 方 法

- (1) 造成地全域及び各構造物の設置状況については、着手前と完了後の状況を同一場所から撮影すること。
- (2) 次に掲げる事項について、工事種別ごとの施工状況及び形状寸法について撮影すること。
 - ア 構造物の床掘り及び基礎工事
 - イ 擁壁工（裏込コンクリート含む）の透土工及び水抜工
 - ウ 鉄筋コンクリート構造物の配筋
 - エ 法面保護工及び整地工
 - オ 防災工事、その他関連工事

3 そ の 他

- (1) 工事の進行に伴い工事種別ごとに撮影し、完了確認検査までに整理しておくこと。
- (2) 後日明視できない箇所は、その撮影時点を逸しないようにすること。
(確認できないときは、破壊検査を行うことがある。)
- (3) 写真は、工事種別ごとに施工順序に従ってアルバムに整理し、各写真ごとに説明を記入すること。
- (4) 撮影には、被写体にスケール、ポール、箱尺等を当て、構造物の寸法が明確に読みとれるようにし、次の事項を記入した小黒板を写し込むこと。
 - ア 工 事 名
 - イ 工 種
 - ウ 撮影年月日
 - エ 位 置
 - オ 設 計 寸 法
 - カ 実 測 寸 法
 - キ 略 図

関係市町村長の意見聴取の際に 送付する関係書類

許可申請書の添付書類のうち、次のものを除いたもの。

- 1 計画書（工事施工者、同意関係の記載部分）
- 2 開発行為をしようとする区域内の地番・面積等一覧表（権利者、同意状況の記載部分）
- 3 資金計画書、年度別資金計画書及びその添付書類
- 4 工事費内訳書
- 5 主な工事施工経歴書及びその添付書類
- 6 土地所有者等関係権利者同意書及びその添付書類
- 7 利害関係者の同意等の状況、隣接地番一覧表、利害関係者同意書
- 8 その他個人及び法人その他の団体並びに事業を営む個人に関する情報を記載した書類

(表)

第 号	
身 分 証 明 書	
写 真	所 属 氏 名
上記の者は、森林法第188条の規定による立入調査等を行う職員であることを証明する。	
年 月 日	
新潟県知事	印

(裏)

森 林 法 抜 粋	
(立入調査等)	
第188条 農林水産大臣、都道府県知事又は市町村の長は、この法律の施行のため必要があるときは、森林所有者等からその施業の状況に関する報告を徴することができる。	
2 農林水産大臣、都道府県知事又は市町村の長は、この法律の施行のため必要があるときは、当該職員又はその委任した者に、他人の森林に立ち入って、測量又は実地調査をさせることができる。	
3 農林水産大臣、都道府県知事又は市町村の長は、この法律の施行のため必要があるときは、当該職員に、他人の森林に立ち入って、標識を建設させ、又は前項の測量若しくは実地調査若しくは標識建設の支障となる立木竹を伐採させることができる。	
4 前2項の規定により他人の森林に立ち入ろうとする者は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者にこれを提示しなければならない。	
5 第2項及び第3項の規定による立入調査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。	
6 国、都道府県又は市町村は、第2項又は第3項の規定による処分によつて損失を受けた者に対し、通常生ずべき損失を補償しなければならない。	

許可申請書等の添付書類・提出部数

*は、様式に添付する書類

名 称	添 付 書 類	様式・書式例 番 号	提 出 部 数	
			知事権限	地域振興 局長権限
林地開発許可申請書 (農林水産省告示 様式)	計画書 *開発基本方針書 *現況写真 開発行為をしようとする区域の土地 利用計画書 開発行為をしようとする区域内の地 番・面積等一覧表 【申請者の資力信用に関する書類】 誓約書 資金計画書 年度別資金計画書 *残高証明書（申請日から遡って3か月 以内に発行されたもの） *融資証明書 資産状況報告書 *収支決算書（直前の事業期間のもの） *納税証明書（直前の事業期間のもの） 主な工事施工経歴書 *建設業法許可書 （法人の場合） 営業概要書、法人の登記事項証明書（原 本） （個人の場合） *印鑑証明書（原本） *住民票の写し等、氏名住所が確認でき る書類 （任意団体の場合） *規約、議決を証する書類 【施行者の資力信用に関する書類】 （申請者と施行者が異なる場合） 主な工事施工経歴書 *建設業法許可書 *残高証明書（申請日から遡って3か月 以内に発行されたもの） *納税証明書（直前の事業期間のもの） 【工事計画に関する書類】 工事費内訳書 工事工程表 主な工事施工経歴書 伐採計画書 土工計画書 排水施設計画流量計算書 流出土砂防止施設計算表 跡地緑化計画書 防災施設等の維持管理計画書 【同意に関する書類】 土地所有者等関係権利者同意書 *土地の登記事項証明書（原本） 利害関係者の同意等の状況 隣接地番一覧表	様式第1号 書式任意 様式第2号 様式第3号 様式第38号 様式第4号 様式第4号-2 様式第5号 書式例第3号 書式例第3号 書式例第1号 書式例第2号 書式例第3号 様式第6号 様式第7号-1, -2 様式第8号-1 様式第8号-2 様式第8号-3 様式第40号 書式例第4号 様式第9号 様式第10号	2部 （土地登記 簿謄本は正 本のみ添 付）	1部 （位置図、 区域図、土 地利用計画 図、防災等 計画平面図、 その他必要 な書類は2 部）

名 称	添 付 書 類	様式・書式例番 号	提 出 部 数	
			知事権限	地域振興局長権限
	利害関係者同意書 河川等管理者同意書 残置森林等の管理に関する協定書又は誓約書 その他協定書・意見書等（写し） 他法令等の手続状況 *申請書・届出書等（写し） 開発行為により影響を受ける者へ申請資料を提供することに対する同意書 【計画図】 計画図一覧表 位置図・区域図・面積算定図・現況図・土地利用計画図・流域現況図・防災等計画平面図・縦横断面図・防災施設設計図・跡地緑化計画図 等 （開発行為の態様等に応じ、適宜追加を求め、又は省略を認めることができる。）	書式例第5号 書式例第6号-1, -2 様式第11号 様式第39号 書式例第7号		
開発行為変更許可申請書 (細則第1号様式)	林地開発許可申請書の添付書類のうち、変更に係る書類その他、変更内容を説明した書類		林地開発許可申請書の提出部数と同じ	
伐採完了届 (様式第6号-2)			1 部	
林地開発許可申請書の取下げ願 (様式第15号)			2部	1部
開発行為着手届 (細則第4号様式)	工事工程表 (工事工程が変更になる場合) 主な工事施工経歴書 (工事施工者を変更する場合)	書式例第2号 書式例第3号	2部	1部
開発行為施行状況報告書 (細則第5号様式)	出来形概況平面図 写真		2部	1部
災害発生届 (細則第6号様式)	概況図 写真 復旧計画図		2部	1部 (添付書類 2部)
開発行為変更届 (細則第2号様式)	林地開発許可申請書の添付書類のうち、変更に係る書類その他、変更内容を説明した書類		2部	1部 (添付図面 2部)

名 称	添 付 書 類	様式・書式例 番 号	提 出 部 数	
			知事権限	地域振興 局長権限
開発行為権原譲渡届 (細則第9号様式)	資金計画書 年度別資金計画書 *林地開発許可申請書の添付書類と 同じ 資産状況報告書 *林地開発許可申請書の添付書類と 同じ 工事工程表 (工事工程が変更になる場合) 主な工事施工経歴書 (工事施工者を変更する場合)	様式第4号 様式第4号-2 様式第5号 書式例第2号 書式例第3号	2部	1部
開発行為地位承継届 (細則第10号様式)	同上 開発行為者の地位を承継したことを 証する書類		2部	1部
開発行為休止届 (細則第7号様式)	休止中の防災対策等について説明し た書類 写真 (必要により)		2部	1部
開発行為再開届 (細則第7号様式)			2部	1部
開発行為廃止届 (細則第7号様式)			2部	1部
開発行為完了 (部分 完了) 届 (細則第8号様式)	出来形区域図 (開発行為に係る区域 のうち、造成森林をも図示したもの) 土地利用計画図 写真		2部	1部 (添付図面 2部)
修補 (改造) 工事完 了届 (様式第26号)	完了部分のわかる図面 写真		2部	1部
復旧行為着手届 (様式第30号)	工事工程表	書式例第2号	知事の復旧命令に係る ものについては2部、復旧 指示・地域振興局長の復旧 命令に係るものについて は1部 (添付書類は2部)	
復旧行為完了届 (様式第30号)	出来形図 写真		同 上	

名 称	添 付 書 類	様式・書式例 番 号	提 出 部 数	
			知事権限	地域振興 局長権限
連絡調整協議書 (様式第32号)	許可制の適用のない開発行為実施計画書 開発行為をしようとする区域の土地利用計画書 開発行為をしようとする区域内の地番・面積等一覧表 他法令等の手続状況 計画図 位置図・区域図・土地利用計画図 ・防災等計画平面図 その他必要な書類	様式第33号 様式第2号 様式第3号 様式第11号	—	1部 (添付図面は 2部)
連絡調整変更協議書 (様式第34号)	連絡調整協議書の添付書類のうち、 変更に係る書類その他、変更内容を説明した書類		—	連絡調整協議書の 提出部数 と同じ
許可制の適用のない 林地開発行為完了届 (様式第35号)			—	1部 (添付図面は 2部)
そ の 他	必要書類		2部	1部 (知事に報告を要する ものは、添付書類2部)

別表 2

書類の保存期間

名 称	保 存 期 間
林地開発許可台帳	森林クラウドシステムへ登録し、電子データとして30年
林地開発許可申請書 開発行為変更許可申請書 林地開発許可に係る届・報告書等 現地調査指導記録票	開発行為完了後、正本10年、副本5年
林地開発許可に係る位置図、区域図、 土地利用計画図、防災等計画平面図、 跡地緑化計画図	正本（知事が備えるもの）、副本（地域振興局長が備えるもの） それぞれ30年（完了時のものに限る） （森林クラウドシステムへ登録し、電子データとしても保存する）
森林審議会議事録	30年
違反行為等に対する措置に係る書類	事件解決後又は開発行為完了後10年
林地開発行為連絡調整簿	当分の間
連絡調整協議書 連絡調整変更協議書	開発行為完了後10年
国土利用計画法による申請・届出に対する意見書	意見提出後3年（地域振興局長が提出するものを除く）
大規模開発行為の適正化対策要綱による協議に対する意見書	協議了承後3年（地域振興局長が提出するものを除く）
立入調査等の身分証明書交付簿	当分の間